新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行	備考
第1条~第41条 (略)	第1条~第41条 (略)	
(ごみ集積場)	(ごみ集積場)	(参考)
第42条 ごみ集積場の設置については、新潟市ごみ集積場	第42条 ごみ集積場は、宅地分譲については概ね30区画	新潟市ごみ集積場に関する要綱
に関する要綱によるものとし、市長と協議しなければなら	に1箇所、共同住宅(新潟市共同住宅の建築に関する指導	の改正による修正
<u>ない</u> 。	要綱(平成3年新潟市告示第28号)第2条第1号に規定	
	する共同住宅をいう。) については1箇所以上を設置しなけ	
	<u>ればならない</u> 。	
	2 ごみ集積場の設置場所、構造等については、別途、市長	
	と協議しなければならない。	
第43条~第44条 (略)	第43条~第44条 (略)	
附則	附則	
この基準は、平成9年4月1日から施行する。	この基準は、平成9年4月1日から施行する。	
附則	附則	
この基準は、平成17年3月21日から施行する。	この基準は、平成17年3月21日から施行する。	
附則	附則	
この基準は、平成17年10月10日から施行する。	この基準は、平成17年10月10日から施行する。	
附則	附則	
この基準は、平成22年8月1日から施行する。	この基準は、平成22年8月1日から施行する。	
附則	附則	
この基準は、平成29年4月1日から施行する。	この基準は、平成29年4月1日から施行する。	

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行	備考
附則	附則	
この基準は、令和6年4月1日から施行する。	この基準は、令和6年4月1日から施行する。	
附 則		
この基準は、令和7年4月1日から施行する。		